

4 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置の内容
「地域福祉」に係る「区の現状」において、「団塊の世代が65歳を迎え」との記述があるが、団塊の世代とは昭和22年から24年生まれであり70歳を超えていると思われる、定義的に整合性が取れていないと思われる。	ご指摘のとおり、「団塊の世代」が65歳を迎えてから、すでに十年近く経過していることを踏まえ、表現を改めてまいります。
「地域福祉力の向上」において「地域福祉ネットワーク」との文言があるが、地域がどれだけ活動し、動いているか調査されたことはあるのか。本当に地域の活動をどこまで把握しているのか。	各地域で行われている活動等については、直接的に調査を行ったことはありませんが、各種地域団体の代表者さまには、区役所や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等といった各分野における専門的な相談支援機関とともに地域ケア会議等に参画していただいていますので、その報告の中で、要援護者の早期発見・早期対応を心がけ、日々、忙しくされている状況は伺っています。また、地域ケア会議等に上げられるほどではない、困りごとや相談も地域で暮らす中ではあると思いますので、昨年は、例年と同様に地域福祉活動に関する関係者アンケートを実施するほかに、各地域福祉コーディネーター（つなげ隊）に対して直接現状業務等についてのご意見等を伺うための聞き取り調査を実施したところです。 なお、区役所としまして、地域福祉に限らず、地域の活動について巡回できていない地域がかなりあるのも事実です。今後より一層地域に出向き、情報収集を行い、お話し等をさせて頂きたいと考えています。
他都市で発生した児童虐待事案において、事前に母親や近所の人から何度も相談を受けていたことである。鶴見区では、児童虐待に関する相談を受けた場合どのような対応をするのか。また、警察等関係機関との情報共有についてどのように考えているか。	現状、地域や関係機関等から児童虐待に関する情報が入った場合、まず子どもの状態を確認し、緊急に保護が必要と判断される場合はこども相談センターと連携し緊急一時保護となります。また、保護者に対して子どもに暴力を振るわないよう等警告し、理解が得られた場合は、子どもは在宅のままで保護者と連絡を取りながら見守りを行う場合もあります。こども相談センターとは常に連携し、情報共有を図っています。 また、大阪市では、こども相談センターと大阪府警察で協定を締結し、全件情報共有を行っています。 今後も重大な虐待事案を発生させることが無いように、各関係機関と継続した連携強化に務めてまいります。
フードバンク、フードドライブ等の取組みについて、区役所として情報発信や食料品を集めるなどの取組みを検討してほしい。また、学生にも、コロナ禍で大変だということもあるので、つなげていけたらよい。	大阪市では、環境局においてフードドライブに関する取組みを行っており、各家庭において余った食品を受け付け、こども食堂や支援を必要とする方へ提供されています。 区役所では、毎月1回、食品等の受付場所を提供するほか、本取組みについて広報紙に掲載し、周知に努めています。
「こどもに寄りそう事業」において、「区内の小学校に、不登校に陥っている児童～」とあるが、中学生の不登校に関して区が関わることはないのか。	中学生の不登校も深刻な状況になっています。中学生向けに事業を拡充できないか検討しています。
こども食堂を運営する中で学習意欲を駆り立てるための体験型学習を行っている。こどもの居場所支援について、今後はウェブでの取り組みができないか検討をお願いしたい。	情報発信や事業運営の支援を進める必要があると認識しています。今後、ウェブを併用した形でのオープン会議を開催したいと考えています。 こどもの居場所づくりについて、令和4年度に向けて鶴見区はモデル区となりましたので、区社協とともに進めてまいりたく、また、地域の方々には支援をお願いいたします。

4 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置の内容
災害時における避難所は小学校になっていることが通例であるが、水につかると講堂は使えなくなる。災害の種類によっては避難場所が異なる場所にならざるを得ないと思うがいかがか。また、各避難場所を明示してもらいたい。	水害時の浸水深は、大阪市内の湾岸地域の一部を除きほとんどの地域で最大でも5m未満（鶴見区は3m未満）と予想されています。一般的にマンションやオフィスビルの3階は5.5m以上、学校は7.5m以上の高さがあるため頑丈な建物の3階以上に避難するのが安全です。 各学校の校舎や市営住宅、コーシャハウスのほか、地域の企業にも協力をいただき、イオンモール鶴見緑地、キコーナ鶴見店、ライフ横堤店、鶴見今津北店、安田諸口店と協定を締結し水害時避難ビルとして指定しています。 水害時の避難場所については、今年度ハザードマップを更新し、8月末にかけて全戸配布を行いましたので、地図とリストで確認していただけます。今後さまざまな場面をとらえて広報活動を行ってまいります。
アンケート調査について、参加している人へのアンケート調査結果は良好となる。参加していない人に対するアンケート調査を実施願いたい。	「定年退職後の社会参加促進企画調査」において、町会に加入していない方に対して、どういった場合に加入を考えるかといった設問を設けています。 今後のアンケートにおいて、イベント等に参加していない方の意向もうかがっていきたいと考えています。
まちづくりセンターによる地活協への支援について、当初、地活協がNPO法人化することをめざしていたと思われるが、市内でNPO法人となった地活協が4法人に留まる現状から、まちづくりセンターによる支援が終了となりうる地活協の明確なゴールを示していただきたい。	地活協への支援につきましては、平成24年7月に策定されました「市政改革プラン（新しい住民自治の実現に向けて～アクション編～）」において、地域活動協議会に対し、より民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の向上、権利能力の取得による財産管理の適正化、社会的信用の向上などの法人格取得の意義を説明するとともに、法人格の取得をめざす取組を支援する旨記載されていましたが、その後、平成27年2月に策定されました「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」以降、上記の支援内容は記載されておらず、現在はNPO法人化することをゴールとしたまちづくりセンターによる支援は実施していません。 また現在、地活協発足から数年が経過し、鶴見区内では地活協としてさまざまな地域課題の解決に積極的に取り組まれています。 令和3年度鶴見区運営方針中経営課題5「めざす成果及び戦略」中「めざす状態」へ記載されていますが、「防災、防犯など安心・安全なまちづくりにかかる取組及び地域福祉、子育て支援、地域コミュニティづくりなどその他地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められる状態」が現時点のゴールと考えております。 また、まちづくりセンターとは、今年度から3か年の長期継続契約を締結しており、地活協の更なる発展と新たな課題解決に向け引き続き自律に向けた支援を進めてまいります。
ワクチン接種をするかしないかで分断が起こることのないよう、区役所から情報発信されたい。	ワクチン接種の有無による差別について、広報紙にどのように掲載するか検討しているところです。正しい情報に基づきワクチン接種を行うよう掲載しています。今後、時宜にかなった情報を発信してまいりたいと考えています。
成人式について、新成人において準備が必要であるため、コロナ禍で未定であったとしても、鶴見区としての実施の方向性を示されたい。	令和2年度の成人式は大阪市に集約され、ユースジェイにおいて開催予定です。なお、現時点の情報では、年度内の実施に向け、同社と関係部局が調整している状況です。 また、令和3年度の成人式については、10月の実行委員会により、1月10日（月・祝）に4部制（①10:00～、②11:45～、③14:00～、④15:45～）にて実施することが決定しました。なお、開催に係る概要については、広報つるみ11月号にて周知いたします。
令和4年度運営方針（たたき台）に係る内容は全て、地域振興会及び地域活動協議会等地域に関わるものである。 区役所から本資料を地域活動協議会の運営委員会等各地域へも情報提供していただきたい。 また、各事業実施の方法、あり方について、高齢化等各地域の実情により、青色防犯パトロール等、統一的な実施方法では対応できない事業もあることから、そのニーズに合わせて検討いただきたい。	各地域・団体から選出された区政会議委員から各地域・団体へ情報共有をお願いしたいと考えています。 区運営方針は、基本的に区の事業を取りまとめたものですが、地域と協働、連携して実施する事業もありますので、運営方針など区政会議で議論される主なものにつきまして、今後は地域の皆さんと共有していききたいと考えています。 なお、区政会議での議論につきましては、すべて、区のホームページにおいて、公開いたしておりますので、こちらも参考としていただきたいと思います。 また、各事業実施の方法、あり方につきましては、各地域の特性に応じた形で実施できるよう、引き続き、各地域と相談しながら進めてまいります。